

## 令和2年第4回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年4月23日(木)  
開会 15時00分 閉会 16時37分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 市民多目的ホール
- 3 出席者の氏名  
教育長 土崎 谷夫  
委 員 桑門 超 委 員 岩佐 礼子  
委 員 平井 國政
- 4 事務局  
教育部長 渡邊 和彦  
教育総務課長 坪矢 一義  
学校教育課長(以下、「学教課長」という。) 石井 睦基  
社会教育課長(以下、「社教課長」という。) 淡居 宗則  
体育保健課長 佐藤 好昭  
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 3件
- 6 報告事項等 5件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

### 開 会

教育長 ただいまから令和2年第4回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回会議録の承認

教育長 前回の第3回佐伯市教育委員会の会議録の承認を桑門委員お願いいたします。  
(会議録に署名)

教育長の報告

- ・3/30 狩生部長退職
- ・3/30 幼保在り方検討委員会
- ・3/31 退職辞令交付式
- ・4/1 辞令交付式
- ・4/2 校長等仕事始め式
- ・4/6 市長報告(家庭教育への取り組み)
- ・4/8 小・中学校始業式

- ・4/9 中学校入学式
- ・4/10 小学校入学式
- ・4/13 幼稚園入園式
- ・4/20～5/1 学校臨時休業
- ・4/21 令和2年度懸案事項ヒアリング

議 案

【議 事】

**議案第19号 佐伯市奨学金奨学生選考委員会委員の任命について**

教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第19号佐伯市奨学金奨学生選考委員会委員の任命について、担当から説明をお願いします。

学教課長 議案第19号佐伯市奨学金奨学生選考委員会委員の任命について、佐伯市奨学金条例施行規則第10条、第11条及び第12条の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、現委員の任期が令和2年4月30日で満了するため、再任及び後任委員を任命し、又は委嘱したいので提出するものであります。資料2ページをご覧ください。令和2年度佐伯市奨学金奨学生選考委員会名簿の案です。上から3名は変更がなく再任で、中学校代表と小学校代表が新任となります。資料3ページには令和2年度佐伯市奨学生の募集についての要項を掲載しております。昨年度と比べて、応募資格を変更しています。これまでは世帯の全収入で、高校生は生活保護世帯基準額の1.8倍以下、大学・短大生は2.3倍以下の選考基準としていましたが、近年、奨学金の申込者の減少や所得超過により不決定となることがありましたので今年度から条件を緩和し、貸付者を増やすことにより就学支援を行っていきたいと考えております。応募期間は4月30日までとしておりますがコロナの関係で応募者が例年よりの若干多いという状況ですので期間を延長したいと考えております。貸付けの人数は10名を想定しており、現在は4名の応募となっております。説明は以上です。

教育長 何かご意見、ご質問はありませんか。

教育長 なければ承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

**議案第20号 社会教育主事の任命について**

教育長 議案第 20 号社会教育主事の任命について、担当からお願いします。

社教課長 議案第 20 号社会教育主事の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 3 号の規定に基づき、下記のとおり教育委員会の承認を求めるものであります。社会教育主事につきましては、社会教育法第 9 条の 2 により市町村の教育委員会の事務局に、必ず置かなければならないと規定されている必須の職員であります。またその職務は同法 9 条の 3 で、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えるとされています。社会教育主事は本市の社会教育の推進のために不可欠な存在であります。今回、承認を求める者は社会教育主事に必要な研修を終了し、3 年の実務を経験したことで社会教育主事の発令に必要な要件を満たしましたので提出するものであります。現在、2 名の社会教育主事が在籍しております。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

教育長 なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

#### 議案第 21 号 佐伯市大入島開発総合センター運営委員会委員の委嘱又は任命について

教育長 議案第 21 号佐伯市大入島開発総合センター運営委員会委員の委嘱又は任命について、担当からお願いします。

社教課長 議案第 21 号佐伯市大入島開発総合センター運営委員会委員の委嘱又は任命について、佐伯市大入島開発総合センター運営委員会委員に別紙の者を委嘱したいので、佐伯市大入島開発総合センター条例第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、現委員のうち、市の職員 2 人が委嘱されたときの職の要件を欠くに至ったため、後任委員を委嘱したいので提出するものであります。大入島開発総合センターについては、以前にも説明をしておりますが、通称「海人夏館」で大入島地区公民館に付属している宿泊施設で、運営等は指定管理で地域が行っております。説明は以上です。

教育長 九州オルレ等の関係で宿泊客は増えていますか。

社教課長 昨年度の利用者数は、まだ集計しておりませんが平成 30 年度は宿泊客が 1,194 名でした。夏場の家族連れや釣り客が主だと聞いておりますが、九州オルレ関係の利用者が増えるよう協議していきたいです。

教育長           ご意見、ご質問はありませんか。

教育長           なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員           （全委員から「はい」との同意あり）

教育長           提案のとおり承認されました。

教育長           以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

#### 報告事項等

- （１） 佐伯市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部改正について
- （２） 佐伯市職員の人事評価に関する規程の一部改正について
- （３） 令和２年度佐伯市教育行政重点施策について
- （４） 新型コロナウイルスの現状と対策について
- （５） 次回教育委員会までの主要行事について

教育長           以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

（確認：特になし）

特にないようですので、以上で本日の第４回佐伯市教育委員会を終了します。

終了１６時３７分